平成２５年（フ）第１０６４号
京都府宇治市伊勢田町大谷15番地の１　パデシオン宇治伊勢田Ⅱ番館216号
債務者　桑元　末雄
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２９号
京都府長岡京市久貝３丁目９番３号　メゾンどんぐり202
債務者　濱屋　政敏
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５０号
京都府城陽市寺田袋尻27番地の13
債務者　清水　明美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６９号
滋賀県高島市新旭町深溝121番地
債務者　ラーメン道こと　正木　一男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７３号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地56棟402号
債務者　福村　和正
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７４号
京都市中京区壬生土居ノ内町16番地　Ｇ－ＤＥＳＩＧＮ京都西院204号室、前住所京都市中京区壬生檜町18番地６
債務者　藤本　咲江
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１０号
堺市美原区平尾2649番地73
債務者　荻原　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４４号
堺市西区鶴田町13番６－307号
債務者　森　　敦子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
福岡県行橋市大字道場寺1541番地13　篠原健二方
債務者　篠原　太士
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字大坊21番地11
債務者　菅野　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２７０号
盛岡市黒石野１丁目28番５号
債務者　阿部　育子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６８号
福島県会津若松市日新町17番50号
債務者　五十嵐洋一
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地17棟305号
債務者　山内　斉子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５３号
京都府南丹市園部町横田５号33番地　メゾン・ド・リノ201号
債務者　下村亜由美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目13番31―27号、前住所大阪府貝塚市津田南町11番20号
債務者　髙畑眞佐江
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
大阪府岸和田市土生町1273番地の１　ピアチェーレⅠ―110号、前住所大阪府和泉市葛の葉町２丁目10番13―105号
債務者　松岡智恵子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
大阪府和泉市小田町１丁目１番116号
債務者　山元　　治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係